災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、千葉県（以下「甲」という。）及び救助実施市である千葉市（以下「乙」という。）が一般社団法人日本ムービングハウス協会（以下「丙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第４条第１項第１号に規定する応急仮設住宅のうち、建設し供与するものをいう。

２「救助実施市」とは、災害救助法第２条の２第１項に規定する救助実施市をいう。

（要請の手続き）

第３条　甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

２　乙は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙からの連絡を受けた甲は、第８条第１項の連絡調整を行ったうえ、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は甲に、甲は丙に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。

３　千葉県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙のみである場合は、乙は前２項の規定にかかわらず、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接丙に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

４　前項の場合、乙は住宅建設を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第８条第１項の連絡調整を行う。

（協力）

第４条　丙は、前条の要請があったときは、丙の会員である住宅建設業者（以下「丁」という。）のあっせんその他について、可能な限り甲又は乙に協力するものとする。

（住宅建設）

第５条　丙のあっせんを受けた丁は、第３条の要請に基づき、住宅建設を行うものとする。

（費用の負担及び支払い）

第６条　丁が前条の住宅建設に要した費用は、当該建設に係る契約当事者である甲又は乙が負担するものとする。

２　前項の契約当事者である甲又は乙は、丁の住宅建設終了後検査をし、完成を確認したときは丁の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第７条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては千葉県県土整備部都市整備局住宅課とし、乙においては千葉市都市局建築部住宅整備課とし、丙においては一般社団法人日本ムービングハウス協会本部とする。

（連絡調整）

第８条　甲はこの協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙は甲の調整の下で、丙との連絡体制をとるものとする。

２　乙又は丙は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

（報告）

第９条　丙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年１回甲及び乙に報告するものとする。ただし、甲又は乙が必要と認めた場合は、丙に対し随時報告を求めることができる。

（会員名簿の提供）

第１０条　丙は、この協定に係る丙の業務担当部員の名簿及び丙に加盟する会員の名簿を毎年１回甲及び乙に提供するものとし、部員又は会員に異動があった場合は、甲及び乙に報告するものとする。

（協議）

第１１条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

（適用）

第１２条　この協定は、令和６年９月６日から適用する。

２　乙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙に係る規定については、失効する。

この協定の成立を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和６年９月６日

甲　千葉市中央区市場町１番１号
千葉県
千葉県知事　熊谷　俊人

乙　千葉市中央区千葉港１番１号
千葉市
千葉市長　神谷　俊一

丙　北海道札幌市清田区美しが丘三条１０丁目２番１５号
一般社団法人日本ムービングハウス協会
代表理事　佐々木　信博